

農業委員会議事録

平成30年8月6日
15時30分
2階 第2会議室

出席	農業委員 11名	農地利用最適化推進委員 2名
委員出席者	会長 1番 篠崎 隆、	会長職務代理者 2番 阿部 三千里
	委員 3番 堀田 友紀恵	4番 安武 一明
	5番 松井 和行	6番 吉田 敬二
	7番 石川 賢一	8番 福田 誠
	9番 落石 好紀	10番 笠井 初男
	11番 堺 千賀子	
	農地利用最適化推進委員 岩隈 和重（立花）、落石 廣孝（新宮）	
委員欠席者	なし	
事務局出席者	竹上課長、森主幹、高野主査	
議 題		
事務局	<p>辞令交付、町長あいさつ 会長、職務代理者互選 会長：篠崎 隆、副会長：阿部 三千里 議席番号決め 新宮町農業振興地域整備促進協議会委員選任 1番委員 篠崎 隆 2番委員 阿部 三千里 を選出 全員起立、礼、ご着席ください。農業委員出席者11名。定数に達しておりますので、只今から8月の農業委員会総会を開会いたします。</p>	
会 長	<p>会長あいさつ 3番委員、4番委員議事録押印者任命。 それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>	
事 務 局	<p>議事に入る前に農業委員の役割について説明させていただきます。 （事務局説明） それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積394㎡。所有者住所、〇〇。氏名〇〇。耕作者同じ。譲受申請者、氏名〇〇。</p>	

	<p>住所、〇〇。契約の内容売買。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他1筆については記載のとおりです。2筆合計2016㎡についてです。2頁をご覧ください。申請地は、三代公民館から北に約500mにある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。申請地は、新設中学校整備に係る道路用地の代替え地で、実際には町と申請者との3者契約ですが、農地法の手続き上このような形式となります。農地の取得者である〇〇さんは、地元三代区で農業をされており特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。</p>
<p>〇番委員</p>	<p>申請地はナフコの裏側あたりにある農地で学校整備事業の道路事業にかかる農地の代替え地となります。地元では特に問題ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。続きまして、その他に入ります。事務局説明願います。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>説明の前に簡単に非農地証明について説明します。(事務局説明) それでは、その他①非農地証明について説明します。5頁になります。 土地の所在〇〇、地目台帳田、現況宅地、面積1,103㎡。所有者住所、〇〇、氏名、〇〇。証明願出人、所有者に同じ。証明の根拠となる事由。昭和39年売買により取得後、社宅用地として利用され、20年以上宅地課税されている為。都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。他1筆については、記載のとおりとなります。2筆合計3,966㎡についてです。6頁をお開きください。位置図になります。新宮中央駅から北西に約300mとなります。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。申請地は社宅用地として利用されており、周囲はブロック、フェンス等で区切られており隣地への影響もなく問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か質問等がありませんか？無いようですのでその他の事項があればお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>その他として事務局から連絡事項について説明させていただきます。 ・年間スケジュールについて（総会、研修会等） ・報酬、費用弁償等について（口座等確認） ・全国農業新聞について（購読依頼）</p>

会 長	<p>他に何か意見はありませんか？ないようでしたら、次回の日程調整を行います。(日程調整)</p> <p>それでは、次回は、9月12日(木)、15時00分から開催します。これをもちまして8月の農業委員会総会を閉会します。</p>
事 務 局	<p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上16：40分</p>